２　前項の割当てを追加で受けることができる脱炭素成長型投資事業者排出枠の量は、次の各号に掲げる量のうち、いずれか小さい量とする。この場合において、当該量について、専門的な知識を有する者による適正であることの証明を受けなければならないものとする。

一　割当年度の前年度における前項各号に掲げる研究開発に係る当該事業者の研究開発費（当該研究開発に当たって国から交付を受けた補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第４項に規定する間接補助金等を含む。）又は委託金の額を除く。）から、その行う主たる事業分野における平均的な研究開発に係る研究開発費（当該前年度における当該事業者の売上高にγを乗じた額）を減じた値を、当該前年度の年間平均取引価格で除した値に相当する量

二　割当年度の前年度の脱炭素成長型投資事業者排出枠の不足量に0.1を乗じて得た量

（備考）

①　γは次の㈠から㈣までに掲げる事業分野ごとに、それぞれ㈠から㈣までに定める値とする。

㈠　製造業（石油製品・石炭製品製造業を除く。）　0.005

㈡　石油製品・石炭製品製造業、電気業、ガス業及び熱供給業　0.001

㈢　運輸業　0.0002

㈣　㈠から㈢までの事業分野以外の事業分野　0.0004

（法第34条第２項の割当量の調整）

第８条　法第34条第２項の規定により調整する脱炭素成長型投資事業者排出枠の量は、次の各号に掲げる訂正の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める量とする。

一　割当年度より前の年度の割当量に係る訂正　新たな事実に基づき算定する訂正後の割当量から訂正前の割当量を控除した量とする。

二　割当年度より前の年度の保有義務量に係る訂正　訂正前の保有義務量から新たな事実に基づき算定する訂正後の保有義務量を控除した量とする。

第２節　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てを通じて促進する投資に関する事項

（重点的に投資を促進する事業分野等）

第９条　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てを通じて重点的に投資を促進する事業分野及び当該事業分野に属する事業活動のうち投資の促進を通じて二酸化炭素の排出量を削減することが当該事業分野の産業競争力の強化にとって特に効果的であると認められるものは、次の表の上欄に掲げる事業分野及び同表の上欄に掲げる事業分野の区分に応じて、それぞれ同表の下欄で定める事業活動とする。

事　業　分　野	事　　業　　活　　動
主務省令第２条第１項第１号の洋紙製造業	主務省令第２条第２項第１号のパルプ化工程及び製紙工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第２号の板紙製造業	主務省令第２条第２項第２号のパルプ化工程及び製紙工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第３号のソーダ工業	主務省令第２条第２項第３号のソーダの製造工程のうち電解工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第４号のカーボンブラック製造業	主務省令第２条第２項第４号のカーボンブラックの製造工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第５号の有機化学工業製品製造業	主務省令第２条第２項第５号のエチレンその他石油化学系基礎製品の製造工程及び有機化学工業製品の製造工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第６号の石油精製業	主務省令第２条第２項第６号の石油精製工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第７号のゴム製品製造業	主務省令第２条第２項第７号のゴム製品の製造工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第８号の板ガラス製造業	主務省令第２条第２項第８号の板ガラスの製造工程のうち素板工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第９号のガラスびん製造業	主務省令第２条第２項第９号のガラスびんの製造工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第10号のセメント製造業	主務省令第２条第２項第10号のセメントの製造工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第11号の石灰製造業	主務省令第２条第２項第11号の生石灰及び軽焼ドロマイトの製造工程のうち焼成工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第12号の高炉による製鉄業	主務省令第２条第２項第12号の高炉による銑鉄の製造工程及び鋼材の製造工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第13号の電気炉による普通鋼製造業	主務省令第２条第２項第13号の電気炉による粗鋼の製造工程及び鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第14号の電気炉による特殊鋼製造業	主務省令第２条第２項第14号の電気炉による粗鋼の製造工程及び鋼片から特殊鋼製品を製造する工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第15号のアルミニウム製造業	主務省令第２条第２項第15号の半製品の製造工程及び半製品からアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第16号の自動車製造業	主務省令第２条第２項第16号の乗用自動車の製造工程のうち塗装工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第17号の発電事業	主務省令第２条第２項第17号の発電に係る事業活動
主務省令第２条第１項第18号の貨物自動車運送事業	主務省令第２条第２項第18号の貨物の運送に係る事業活動
主務省令第２条第１項第19号の内航海運業	主務省令第２条第２項第19号の主たる貨物が鋼材である運送に係る事業活動
主務省令第２条第１項第20号の航空輸送事業	主務省令第２条第２項第20号の貨物又は旅客の輸送に係る事業活動

（新たな投資に資する研究及び技術開発）

第10条　脱炭素成長型投資事業者その他の事業活動に伴い二酸化炭素の排出をする者は、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略に基づき、次世代エネルギーの製造及びそれらを利用するための技術、排出削減が困難な分野における革新的な排出削減技術その他の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する研究及び技術の開発並びに普及に努めるものとする。

（投資環境の整備）

第11条　国は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する投資その他の事業活動を支援するため、財政上の措置等の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略に基づき、投資に係る指標の策定その他の投資環境の整備に努めるものとする。

２　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のため、社会全体で脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する投資が実施されるよう、当該投資の実施に際して指標となる排出枠価格を形成するため、脱炭素成長型投資事業者その他の者は、排出枠取引市場における脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引に努めるものとする。特に、保有義務量に対して割当量が多い脱炭素成長型投資事業者については、脱炭素成長型投資事業者排出枠の売渡しを行い、当該売渡しにより得た収益を原資とし、更なる脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する投資その他の事業活動の実施に努めるものとする。